

グループホーム 「ベルフラワー」 入所契約書

様（以下「契約者」という）と社会福祉法人弘前わかば会（以下「事業所」という）は契約者が認知症対応型共同生活介護 グループホームベルフラワー（以下「既存施設」という）における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、事業所から提供される認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症共同生活介護サービス・短期利用共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第一章 総則

第1条（契約の目的及び契約期間と更新）

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症共同生活介護サービス・短期利用共同生活介護サービスを提供する。
- 2 事業所が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症共同生活介護サービス・短期利用共同生活介護サービスの内容（ケアプランの作成を含む）（以下「介護サービス計画」という）は別紙「介護サービス計画書」に定めるとおりとします。
- 3 本契約の契約期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とする。
- 4 契約期間満了日の1ヵ月前までに、契約者及び事業所から更新拒絶の申し入れがない場合、本契約は従前と同一条件により自動更新され、以後も同様とする。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業所は、サービス計画担当者に第1条第2項に定める介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護サービス計画は、計画担当介護支援専門員等が介護サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定する。
- 3 事業所は、6ヵ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員等に、介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びそのご家族等と協議して、介護サービス計画を変更する。
- 4 事業所は、介護サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認する。

第3条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、既存施設において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用で当該基準により
 - 一 医療連携体制加算を1日につき39単位を所定単位として加算することが出来る。
 - 二 サービス提供体制強化加算を1日につき12単位を所定単位として加算することが出来る。
 - 三 認知症行動・心理症状緊急対応加算を1日につき200単位として加算することが出来る。
 - 四 若年性認知症利用者受入加算を1日につき120単位として加算することが出来る。
 - 五 初期加算を1日につき30単位を所定単位として加算することが出来る。

六 看取り介護加算を1日につき80単位として加算することが出来る。

七 退居時相談援助加算、400単位として加算することが出来る。

※ いずれも該当者に限り適用される。

- 2 事業者は、厚生労働大臣が定める基準の内容として介護老人福祉施設より看護師が24時間連絡可能な体制をとり入居者の急変時の対応、健康管理を行うものとする。
 - 一 朝・夕のバイタル測定健康管理をし、早期に特変者を発見する。
 - 二 体調異常者の観察をし、適切な処置を行う。
 - 三 通常時及び利用者の状態悪化時に主治医療機関(特養嘱託医)との連絡・調整を行う。

第4条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供する。
 - 一 一定の範囲の中から契約者が選定する特別な食事の提供
 - 二 理美容代 ヘアークット 1回 1,500円
 - 三 おむつ代 メディパフラットなど各種別料金(別料金表参照)
 - 四 事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても個人が通常必要となるものに係る費用。個人の日常生活費(消費費)のうち、個人で使用し負担することが適当と認められる範囲(個人で使用する日用品「シャンプー・石鹸・ティッシュ・カミソリなど」個別日用品料金別表)をご家族が用意するか、事業所に依頼するかを選択方式。事業所提供の場合はそれぞれ各料金を実費徴収いたします。
 - 五 予約制マッサージ(1ヵ所10分 実費徴収 ¥500-)
 - 六 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 七 事業者が特に定める娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事参加費
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担する。
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者のご家族に対してもわかりやすく説明する。

第5条 (運営規定の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとする。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明する。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

第二章 料金

第6条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、要支援2もしくは要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け重要事項説明書に定める所定の料金全体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付差額を差し引いた差額分(自己負担額)を事業所に支払う。
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金全体系に基づいた、サービス利用料金を支払う。
- 3 前項の他、契約者は食事代(標準自己負担額)と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払う。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払う。支払い期日までに支払われない場合は、年14、6%の割合で計算した延滞損害金が加算される。
- 5 1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする

第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合等、事業者は当額サービス利用料金を変更することができる。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明したうえで当該サービス利用料金を相当な額に変更できる。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約者を解約することができる。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮する。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施する。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行う。
- 6 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付する。この複写物に係る用紙、印刷代金は請求した契約者もしくはその代理人の負担とする。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス事業者または従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できる。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のために援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得る。

第四章 契約者及び利用者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要な措置をとることを認める。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分に配慮する。
- 3 契約者は、既存施設の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払う。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びそのご家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定する。

第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、既存施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 原則として禁煙・禁酒。
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- 3 その他決められた以外の物の持込

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に見じた損害について、賠償する責任を負う。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができる。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を、契約している損害賠償責任保険内において速やかに履行する。

第13条（損害賠償責任がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。（具体的には事業者もしくはサービス従事者が適正な介護サービスを行っていたにも拘らず、契約者が指示・依頼に従わず、自らの行動が起因による転倒・転落・外傷・その他の損害については、状況確認をし契約者の自己責任とする）

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できる。その際、1ヵ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用する。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定める所に従い事業者が提供するサービスを利用することができる。

- 1 契約者が死亡した場合。
- 2 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。

- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- 4 事業者の滅失や重大毀損により、サービスの提供が不能になった場合。
- 5 既存施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 6 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第16条（契約者からの中途契約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができる。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1ヵ月前までに事業者へ通知する。
- 2 契約者は、第5条3項、第7条3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができる。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって本契約は解消される。
- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用される。

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解約することができる。

- 1 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- 2 事業者もしくはサービス従業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 4 他の利用者が契約者の身体、財物、信用等傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第18条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
 - ② 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス料金の支払いが1ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
 - ④ 契約者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - ⑤ 契約者が入院治療を必要とし重度化した場合や、利用申し込み者に対して適切な便宜を供給することが困難な場合。
 - ⑥ 認知症以外の疾患に恒常的な医療行為、また頻度の受診が必要となった場合。
 - ⑦ 身元引受人がいない場合。
 - ⑧ 連帯保証人がいない場合。
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とする。

第19条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、契約者が既存施設を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要ないかの援助を契約者に対して速やかに行う。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介。
 - ② 居宅介護支援事業所の紹介。
 - ③ その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供の紹介。
- 2 前条の規定により契約が解除され、契約者が既存施設を退所する場合には、契約者の希望により事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努める。

第20条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、7日以内に退院すれば、退院後も再び既存施設に入所できる。
- 2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を事業者を支払う。
- 3 第18条第4号による事業者からの解除があった場合でも、契約者が入院後概3ヵ月以内に退院すれば、退院後も再び既存施設に優先的に入所できるよう努める。（但し退院後のADL状態を確認し入所規定に準ずる場合）

第21条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第15条第2号から第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3号（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡す。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払う。
- 3 第1項の場合に、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

第22条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価物を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人、（以下「残置物引取人」という）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡する。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後3日以内に残置物を引き取る。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨を連絡する。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取り義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡す。但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とする。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、事業者の費用で契約者の残置物を処分できる。その費用については、契約者からの預かり金等、事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できる。

第23条（一時外泊）

- 1 契約者、事業者の同意を得た上で、7日以内の期間で、既存施設外で外泊することができる。この場合、契約者は宿泊開始日の10日前までに事業者に届け出る。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払う。

第七章 その他

第24条（契約当事の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者のご家族等を含む第三者に契約者に契約者を変更することに同意する。

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応する。

第26条（ボランティア・実習生等の受入）

- 1 事業者が受入を認めたボランティア・実習生等は、サービス従業者と同様に第8条及び第9条全項の義務を負う。
- 2 契約者は、事業者が受入を認めたボランティア・実習生に対しサービスを受けること、情報を開示することを認める。

第27条（統計資料等への情報開示）

契約者は、要介護度等の情報（氏名等を除いた数値的な部分）を統計資料等へ開示することに同意しない場合、事業者に通知する。

第28条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、第15条における契約が終了したときに速やかに契約者の身元を引き受ける。
- 2 契約期間が満了し、自動的にこの契約の更新がなされた場合でも身元引受人は継続してその責を負う。
- 3 身元引受人を変更する場合は、速やかに事業者に届け出る。新たな身元引受人は、前身元引受人の全ての責務を引き継ぐ。

第29条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、契約者が本契約より生ずべき債務が履行出来ないときには、事業者の指定する方法による債務の承認並びにその弁済に関し強制執行承諾の旨を公正証書作成に要する一切の手続きをなすものとする。
- 2 契約期間が満了し、自動的にこの契約の更新がなされた場合でも連帯保証人は継続してその責を負う。
- 3 連帯保証人を変更する場合は、速やかに事業者に届け出る。新たな連帯保証人は、前連帯保証人の全ての責務を引き継ぐ。

第30条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議する。

付記 この規定は、平成15年5月2日より施行する。（平成19年9月20日一部改定）

付記 この規定は、平成20年4月1日より施行する。

付記 この規定は、平成21年1月7日より施行する。

付記 この規定は、平成21年3月31日より施行する。